

第1章 総 則 (略)

第2章 著作物の使用料

第1節 演奏等

1～9 (略)

10 歌謡教室における演奏等

受講者に歌唱を教授する事業を行う施設（以下「歌謡教室」という。）において、当該事業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本節1から9及び11の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1施設当たりの月額使用料は、下表のとおりとする。

受講者数 月間受講料	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで
4,000円まで	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
6,000円まで	9,000円	15,000円	22,500円	30,000円	45,000円
8,000円まで	12,000円	20,000円	30,000円	40,000円	60,000円

月間受講料が8,000円を超える場合の使用料は、2,000円までを超えるごとに、月間受講料が「8,000円まで」の場合の金額に、月間受講料が「4,000円まで」の場合の金額の50/100の額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は下表のとおりとする。

(7) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

講座 1回の受講料 \ 受講者数	30名まで	50名まで	75名まで	100名まで	150名まで
1,000円まで	150円	250円	370円	500円	750円
2,000円まで	300円	500円	750円	1,000円	1,500円
3,000円まで	450円	750円	1,120円	1,500円	2,250円

講座1回の受講料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、講座1回の受講料が「3,000円まで」の場合の金額に、講座1回の受講料が「1,000円まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が150名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、受講者数が「150名まで」の場合の金額に、受講者数が「50名まで」の場合の金額を加算した額とする。

受講者数が10名までの場合の使用料は、受講者数が「30名まで」の場合の使用料の80/100の額とする。

(イ) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(歌謡教室における演奏等の備考)

(演奏等)

① 演奏等とは、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

② (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講料)

③ 受講料とは、いずれの名義をもってするかを問わず、講座を受講するに当たり通常必要となる受講者1人当たりの料金（消費税額を含まないもの。）をいう。ただし、別途特別な教材費及び会場使用料の負担の明示がある場合には、その額は受講料に算入しない。

会費制等により講座ごとの受講料の定めがない場合は、当該会費収入等の範囲内で利用状況等を参酌して、受講料を算出する。

(受講料収入)

- ④ 受講料収入とは、講座ごとの受講料の合計をいう。

(受講料収入算定基準額)

- ⑤ 受講料収入算定基準額とは、前年度に当該施設で行われた本協会の管理著作物を利用した講座の受講料収入の合計額とする。ただし、本協会の管理著作物を利用した講座が特定できない場合は、音楽を利用した全ての講座の受講料収入の合計額の50/100の額とする。

(月間受講料)

- ⑥ 月間受講料とは、当該施設で行われる1講座1か月当たりの受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）をいう。ただし、1回の教授ごとに受講料を支払う場合は、4回の受講料を月間受講料とみなす。

(講座1回の受講料)

- ⑦ 講座1回の受講料とは、1回の教授ごとに支払う受講料をいう。ただし、1回の教授ごとに支払う受講料の定めがない場合は、当該講座の受講料（受講料に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。有料と無料が混在する場合は、無料は含めない。）を開講回数で除して得た額とする。

(受講者数)

- ⑧ 受講者数とは、備考⑫を除き、当該施設で開講している各講座の定員の合計をいう。

(著作物1曲1回ごとの使用料)

- ⑨ 著作物1曲1回ごとの使用料とは、著作物の全部又は一部を1回利用するごとの使用料をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑩ (1)の規定を適用する場合において、開業年度の使用料は、最初の講座を開講した日から一定期間の受講料収入の合計額を、開講から年度末までの期間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌した受講料収入算定基準額により算定する。
- ⑪ (1)の規定を適用する場合において、使用料を算定する年度の前年度において当該施設の営業期間が1年に満たないときの使用料は、当該営業期間の受講料収入の合計額を年間の受講料収入の合計額に換算した額の範囲内で、利用状況等を参酌し

た受講料収入算定基準額により算定する。

- ⑫ (1) 及び (2) にかかわらず、専ら受講者に歌唱を教授する事業であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設当たりの月額使用料は、次のとおりとすることができる。

講座1回当たりの平均受講者数	月額使用料
5名まで	4,500円
10名まで	9,000円
30名まで	18,000円
50名まで	27,000円

講座1回当たりの平均受講者数が50名を超える場合の使用料は、50名までを超えるごとに、講座1回当たりの平均受講者数が「50名まで」の場合の金額に、講座1回当たりの平均受講者数が「10名まで」の場合の金額を加算した額とする。

(その他)

- ⑬ 歌謡教室における演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

11 音楽教室における教師による楽器演奏等

受講者に音楽の知識や楽器演奏を教授することを主たる事業とする施設（以下「音楽教室」という。ただし、個人で経営する教室を除く。）又はこれを目的とするレッスンにおいて、当該教授に当たり、教授を行う者（以下「教師」という。）が著作物を楽器演奏等する場合の使用料は、本節 1 から 10 の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

受講者による楽器演奏等は、使用料支払いの対象ではない。

(1) 施設単位で年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

1 施設当たりの年額使用料は、次のア又はイに定める額に受講者数を乗じる方法により算出した額の合計とする。

ア 受講者 1 名につき 750 円

イ アにかかわらず、受講者が中学生以下の場合は、受講者 1 名につき 100 円

(2) (1)によらない場合の使用料は次のとおりとする。

ア レッスン 1 回当たりの使用料は、受講者 1 名につき 60 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

ただし、1 回のレッスンが 60 分を超える場合の使用料は、60 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 60 円を加算する。

イ アによらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、利用時間 5 分までの使用料は、受講者 1 名につき 30 円に受講者数を乗じる方法により算出した額とする。

利用時間が 5 分を超える場合の使用料は、5 分を超えるごとに、受講者 1 名につき 30 円を加算する。

(音楽教室における教師による楽器演奏等の備考)

(教師)

- ① 教師とは、受講者に音楽の知識や楽器演奏の教授を行う者であり、教師、講師、先生等いかなる名目によるかを問わない。外部施設に派遣された教師を含む。

(楽器演奏等)

- ② 楽器演奏等とは、演奏、録音物の再生、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第 12 節 BGM 規定の適用を受ける伝達を除く。）することをいう。

(年度区分)

- ③ (1)の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(受講者数)

- ④ (1)の規定の受講者数は、年度内の算定基準月（年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合に別途定める月の1か月間をいう。）における在籍人数とする。

(中学生以下の受講者)

- ⑤ (1)イの規定の中学生以下の受講者とは、原則として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者をいう。

(使用料計算の特例)

- ⑥ (1)の規定を適用する場合において、年度の途中に開業または廃業するときの使用料は、利用状況等を参酌して決定する。

(1曲1回ごとの使用料の特例)

- ⑦ 同一の著作物を利用する場合、著作物の全部又は一部の利用回数に関わらず、通算5分までの利用につき1回とみなす。

(その他)

- ⑧ 音楽教室における教師による楽器演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める使用料額の範囲内で決定する。

第 2 節～第 17 節 (略)

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章第 1 節 10 歌謡教室における演奏等、11 音楽教室における教師による楽器演奏等の規定については、2025 年 4 月 1 日から実施する。